

第 25 回
大阪市路上喫煙対策委員会
資 料

平成27年6月22日

大阪市環境局

第 25 回路上喫煙対策委員会資料

目 次

1 路上喫煙対策に関する取組状況について

- (1)都島区京橋地域の路上喫煙禁止地区指定について(報告) 1
- (2)過料処分件数 8
- (3)市内全域定点調査喫煙率(地点1~24) 9
- (4)「たばこ市民マナー向上エリア」活動団体 11
- (5)「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動報告について 12

2 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について[アンケート(案)] 22

1 路上喫煙対策に関する取組状況について
(1) 都島区京橋地域の路上喫煙禁止地区指定について(報告)

路上喫煙対策のこれまでの取り組み

- 平成18年度～ 路上喫煙対策事業開始
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局
(当時)協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙
マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施。
- 平成19年4月1日 『大阪市路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成19年4月25日 『路上喫煙対策委員会』開催
「路上喫煙禁止地区」の指定又は変更若しくは解除につ
いて、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項
について調査審議。
- 平成19年7月4日 「路上喫煙禁止地区」指定
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成19年10月1日 「路上喫煙禁止地区」における
過料(1000円)徴収開始
- 平成20年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙
の防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が
支援や協働し、地域社会にけるマナー意識を高め、安心、
安全で快適なまちづくりを進める全国初の取り組み。
- 平成24年12月21日 『路上喫煙対策委員会』開催
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(諮問)
- 平成25年6月11日 『路上喫煙対策委員会』から
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(答申)

駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などと
ともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。
禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確保
するという考え方を基本に検討・調整されたい。

都島区京橋地域の禁止地区指定について

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会

平成19年6月26日に設立され、京橋地域商店会連絡協議会・地元地域振興町会と行政機関、鉄道業者などが参加しています。京橋地域を歩行者が快適に通行できる、活気と賑わいあるまちづくりのために取り組んでいます。

平成25年5月22日

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会

- ・ 京橋地域の路上喫煙禁止地区指定に向けて、都島区の意向を説明

平成25年8月1日～平成25年12月13日

路上喫煙状況実態調査(都島区)

- ・ 毛馬・桜ノ宮及び京橋地域活性化調査内の喫煙状況実態調査にて、喫煙率の実態を把握

平成25年10月7日

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会

- ・ 京橋地域「路上喫煙禁止地区」指定について合意し、禁止地区設定について協力して進めていく事を確認。「路上喫煙禁止地区」のエリアについて協議を開始

平成25年10月28日

都島区政会議

- ・ 平成26年度予算案の中で路上喫煙対策事業について説明

平成26年4月16日

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会

- ・ 「路上喫煙禁止地区」エリアについて協議を行い、区としての希望エリアを選定

平成26年6月24日 『第21回路上喫煙対策委員会』開催

『新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について』(諮問)

平成26年5月30日 パブリック・コメント実施

～平成26年6月30日

平成26年7月30日 『第22回路上喫煙対策委員会』開催

平成26年8月5日 現地調査

平成26年9月3日 『第23回路上喫煙対策委員会』開催

平成26年10月1日 『第24回路上喫煙対策委員会』開催

平成26年10月17日 『路上喫煙対策委員会』から

『新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について』(答申)

平成26年10月31日 市公報による告示(禁止地区指定年月日 平成27年2月1日)

平成27年1月26日 喫煙所設置

平成27年2月1日 禁止地区指定、過料徴収開始

[平成 26 年 10 月 31 日告示以降、平成 27 年 2 月 1 日指定に向けての周知、啓発等状況]

道路等占用許可申請並びに道路使用許可申請手続き

標識、路面シート設置及び喫煙所設置にかかる各種許可申請（平成 26 年 12 月完了）

標識、路面シート（標識：平成 27 年 1 月 20 日、路面シート：平成 27 年 1 月 16 日 設置完了）

	標識（基）	路面シート（箇所）
大阪市道	5（内小看板 1）	37
国道	-	5
京橋公園内	2	12
京阪京橋駅ビル車路壁面	2	-
計	9	54

都島区広報誌

平成 27 年 1 月号まで 路上喫煙についての環境啓発と禁止地区指定について連続掲載

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会連携啓発

- 平成 26 年 11 月以降 毎週 1 回の自転車対策マナー啓発とともに路上喫煙禁止周知啓発
月 2 回の夜間環境啓発連携とともに路上喫煙禁止周知啓発

- 平成 26 年 11 月 15 日 ゆめまちロード O S A K A 連携啓発

区内たばこ商組合との協働啓発

平成 26 年 11 月 13 日（木）、平成 27 年 1 月 26 日（月）

区委託事業によるキャンペーン

平成 27 年 1 月 14 日～31 日 各日 2H 京橋駅、ダイエー京橋店、京阪片町口、京橋公園において実施

路上喫煙防止指導員による禁止地区施行事前啓発

平成 27 年 1 月 13 日～31 日 午前、午後のどちらかをローテーションにより時間帯を変えて実施。
（ティッシュ 2,000 個）

北部環境事業センター広報車によるアナウンス

平成 27 年 1 月 19 日～2 月 28 日

地域イベントによる啓発

平成 26 年 11 月 15 日 ひがみやまつり（地域のまつり）

平成 26 年 11 月 16 日 RRR フェスティバル（環境イベント）

イベントによる啓発

平成 27 年 1 月 23 日 「路上喫煙禁止地区」四都市合同キャンペーン（ティッシュ 2,500 セット）

平成 27 年 3 月 21 日 日本橋ストリートフェスタ（ティッシュ 1,000 個）

ポスター、チラシ

チラシ（13,940 枚）

区内各地域、都島区商店会連盟、エリア内ポスティング、キャンペーン、コムズ、京橋中央商店街、公園愛護会、エリア内ビル、ビル管理会社、タクシー会社、等々

ポスター（535枚）

桜宮地域、コムズガーデン、京橋中央商店街、尼崎信用金庫、エリア内主要ビル、エリア内公園
愛護会、広報板、タクシー会社等

京阪電鉄京橋駅 平成27年1月26日から

JR京橋駅 平成27年1月26日から

地下鉄京橋駅 平成27年1月26日から

連絡通路アナウンスの変更

7時から11時まで15分おきに連絡通路において啓発注意放送実施している内容を、路上喫煙禁止
地区指定内容に変更（自転車、客引き、ごみ、喫煙禁止）

市長定例記者会見

平成27年1月23日

喫煙所設置

平成27年1月26日 日本たばこ産業株式会社より寄附

平成27年1月26日～1月31日 日本たばこ産業株式会社による喫煙所清掃

[平成27年2月1日指定以降の周知、啓発等状況]

大阪市ホームページに掲載

本庁舎TVモニター広告、電光ニュースに掲載 平成27年2月

都島区広報誌

1 平成27年2月号に禁止地区指定掲載

2 平成27年4月号では、禁止地区指定前後の比較写真掲載

3 平成27年4月号から医師による禁煙についてのコラムを毎月掲載

区広報紙 平成27年2月号（全市版）に禁止地区指定掲載

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会連携啓発

毎週1回の自転車対策マナー啓発とともに路上喫煙禁止周知啓発

月2回の夜間環境啓発連携とともに路上喫煙禁止周知啓発

区内たばこ商組合との協働啓発

平成27年4月9日（木）以降、毎月1回実施

業務委託による喫煙所清掃業務

平成27年2月1日より開始

[京橋地域の路上喫煙禁止地区指定による効果]

路上喫煙禁止の周知と共に、放置自転車やごみの啓発を続けた結果、路上喫煙のみならず
ポイ捨てごみや放置自転車も減少、歩行者のマナー向上に寄与した。

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会から「京橋がとてもきれいになった」という喜びの
声があがっている。

< 啓発風景 >



ゆめまちロード O S A K A 連携啓発



ひがみやまつり



たばこ商組合との協働啓発



区委託事業によるキャンペーン

< 喫煙所 >



< 路上喫煙禁止地区指定前 >



< 路上喫煙禁止地区指定後 >



都島区京橋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定

大阪市では、皆さんの安心・安全で快適な生活環境を確保するため、「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、路上喫煙対策を推進しています。

このたび本条例に基づき、都島区京橋地域を路上喫煙禁止地区に新たに指定しました。禁止地区の指定は、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺に続き2カ所目となります。

喫煙マナーを守り、快適なまちづくりへの協力をお願いいたします。

- 場 所…都島区京橋地域(片町2丁目、東野田町1丁目、東野田町2丁目の該当エリア)
- 指定日…平成27年2月1日
- 罰 則…禁止地区での路上喫煙は1000円の過料。路上喫煙防止指導員が徴収します。



「路上喫煙の防止に関する条例」

道路や公園などの公共の場所で、路上喫煙をしないよう努力する義務を定めるとともに、路上喫煙禁止地区を指定し、禁止地区での喫煙に対して過料を定めています。

路上喫煙とは

道路、広場、公園などがたくさん集まる公共の場所での喫煙、または火のついたたばこの所持をいいます。また、歩行中、立ち止まった状態、携帯灰皿の使用、自転車、自動二輪車などに乗車中も含まれます。

なぜ路上喫煙を防止するの？

たばこの火は、火事の原因となるだけでなく、他の人に当たる危険があり、特にたばこを持つ手が子どもの顔の高さにくるため、被害が問題となります。



▲路上喫煙禁止キャンペーンのようす

また、たばこの煙による周囲の人への影響や、吸い殻のポイ捨てに関する問題もあるため、このような取り組みを進めています。

なぜこの地域を禁止地区に指定するの？

京橋地域は、通行者数が多い(電車の乗降客が1日約50万人)地域で、路上喫煙による迷惑や危険が多く生じる地域であることから、都島区において、地元住民、商店街、交通事業者、行政機関等が参加する「京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会」が中心となり議論を進め、区政会議において審議され、区の総意としての要望となりました。

その後、皆さんからの意見募集や、学識経験者等で構成される「大阪市路上喫煙対策委員会」からの答申を経て、この地域が禁止地区を明確に識別でき、PR・抑止効果が期待できる地域であるため、今回新しく指定することになりました。



禁止地区内では
過料
徴収
1000円
平成27年2月1日から

(2) 過料処分件数

年 度	過料処分件数		
	御堂筋及び大阪市役 所・中央公会堂周辺	都島区京橋地域 (平成27年2月～)	計
平成19年度(10月～3月)	4,359		4,359
平成20年度	9,202		9,202
平成21年度	11,411		11,411
平成22年度	8,237		8,237
平成23年度	6,255		6,255
平成24年度	6,438		6,438
平成25年度	5,883		5,883
平成26年度	5,459	557	6,016
累 計	57,244	557	57,801

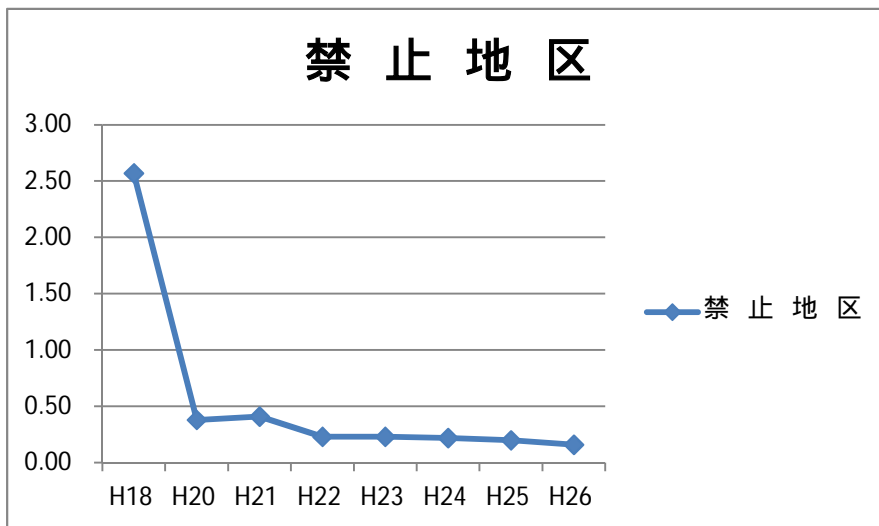
(3) 市内全域定点調査喫煙率(地点1~24)

	番号	調査地点	路上喫煙率(%)							
			H18年度 3回分	H20 11.28	H21 11.18	H22 11.10	H23 11.16	H24 8.7	H25 8.6	H26 8.21
禁 止 地 区	3	淀屋橋交差点	1.31	0.04	0.10	0.09	0.04	0.04	0.10	0.04
	4	中央公会堂前交差点	2.99	1.38	0.90	0.61	0.57	0.29	0.32	0.17
	9	本町3丁目交差点	3.68	0.24	0.12	0.12	0.10	0.07	0.07	0.06
	10	新橋交差点	1.67	0.26	0.34	0.21	0.16	0.22	0.03	0.09
	14	地下鉄難波東口横断歩道	2.01	0.89	0.76	0.29	0.32	0.16	0.14	0.10
	15	南海難波駅北側三角地	7.05	0.29	0.56	0.42	0.56	0.79	0.51	0.01
	路上喫煙者数合計/通行者数合計			2.57	0.38	0.41	0.23	0.23	0.22	0.20
た ば こ 市 民 マ ナー 向 上 エ リ ア	1	大阪駅前東側横断歩道	1.18	0.38	0.28	0.51	0.13	0.25	0.16	0.09
	6	京橋京橋駅前連絡通路	0.23	0.12	0.67	0.40	0.22	0.29	0.13	0.02
	11	心齋橋筋・ヨーロッパ通交差点	0.49	0.34	0.36	0.24	0.24	0.16	0.14	0.11
	13	戎橋	0.72	0.44	1.30	0.26	0.14	0.10	0.08	0.09
	20	阪急十三駅前横断歩道	3.35	2.18	1.88	1.09	1.46	0.49	0.66	0.46
	路上喫煙者数合計/通行者数合計			0.81	0.43	0.70	0.42	0.28	0.24	0.23
上 記 以 外	2	桜橋交差点東側横断歩道	3.67	1.95	1.69	1.05	0.98	1.00	0.16	0.79
	5	天神橋筋商店街(JR天満橋)	1.82	0.72	1.14	0.84	0.92	0.77	0.56	0.42
	7	京橋京橋駅OBP連絡通路	0.50	0.32	0.11	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
	8	JR福島駅前交差点	2.04	0.97	1.24	0.86	0.99	0.51	0.55	0.12
	12	谷町1丁目交差点	2.66	2.24	1.70	0.96	1.20	1.55	0.35	0.11
	16	上本町6丁目交差点	3.26	2.05	2.74	1.12	2.00	1.93	1.41	1.17
	17	地下鉄鶴橋駅横断歩道	2.47	1.46	1.23	2.31	1.29	1.43	0.18	0.58
	18	JR天王寺駅東口前横断歩道	2.51	1.59	1.14	0.89	2.09	0.42	0.25	0.19
	19	地下鉄恵比須町駅付近	2.81	1.80	3.01	2.09	2.33	1.37	1.51	0.48
	21	地下鉄新大阪駅西側歩道橋	1.50	0.89	0.40	0.15	0.10	0.12	0.01	0.09
	22	地下鉄千林大宮駅付近	1.48	0.50	0.19	0.40	0.16	0.67	0.00	0.15
	23	長居交差点	1.66	1.20	1.04	0.87	0.99	0.93	0.82	1.08
	24	堀川小学校周辺	4.37	3.31	3.74	3.95	3.49	2.92	2.76	2.01
路上喫煙者数合計/通行者数合計			2.30	1.33	1.39	1.09	1.15	0.91	0.66	0.47
路上喫煙者数総合計/通行者数総合計			1.77	0.78	0.92	0.65	0.65	0.52	0.36	0.25

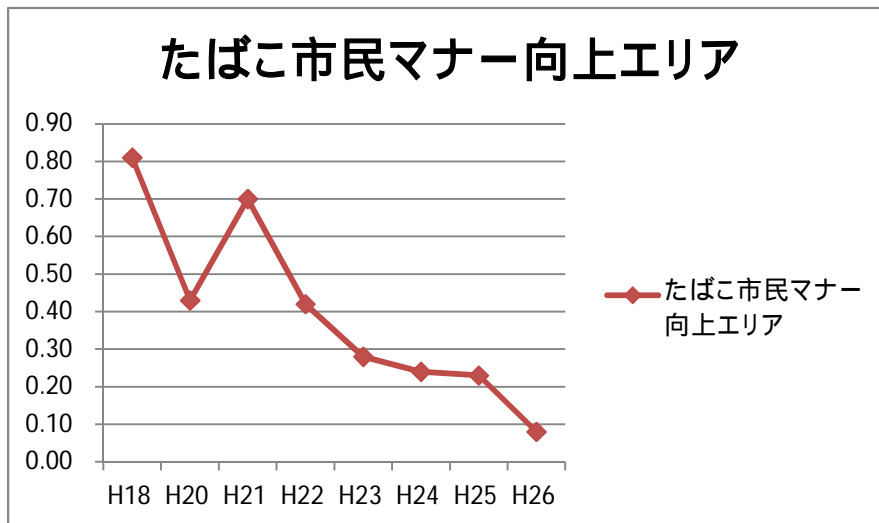
業者委託調査時間帯 朝 :7:30~9:00 昼 :14:30~16:00

正午 :11:30~13:00 夕方 :17:30~19:00

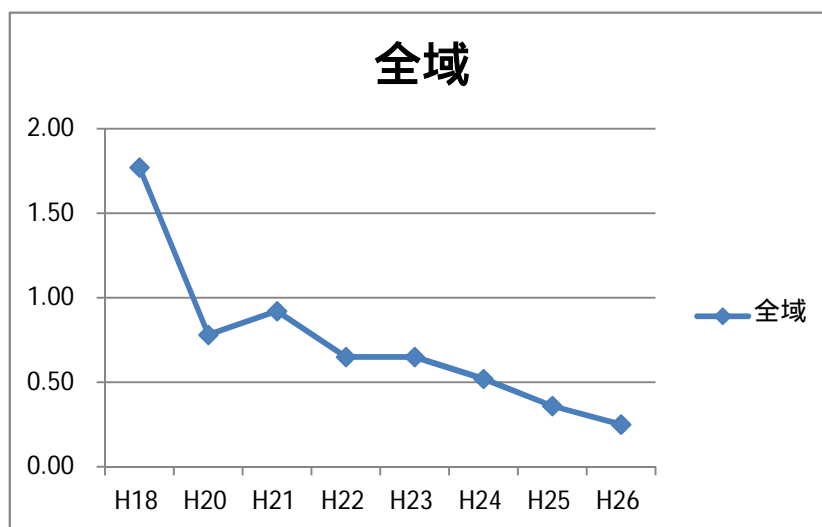
	禁止地区
H18	2.57
H20	0.38
H21	0.41
H22	0.23
H23	0.23
H24	0.22
H25	0.20
H26	0.16



	たばこ市民マナー向上エリア
H18	0.81
H20	0.43
H21	0.70
H22	0.42
H23	0.28
H24	0.24
H25	0.23
H26	0.08



	全域
H18	1.77
H20	0.78
H21	0.92
H22	0.65
H23	0.65
H24	0.52
H25	0.36
H26	0.25



(4)「たばこ市民マナー向上エリア」活動団体

平成27年5月1日現在

区	エリア数	活動団体名	
北区	5	豊崎東地域ネットワーク委員会(豊崎東地域ネットワーク きらら)	天神橋筋商店連合会
		大阪ターミナルビル株式会社	北梅田地区まちづくり協議会
		株式会社 阪急阪神百貨店	
都島区	1	京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会	
福島区	2	野田阪神本通商店会	吉野コミュニティーセンター
此花区	1	此花区まちづくり会議	
中央区	17	せんば心齋橋筋協同組合	大阪ビジネスパーク開発協議会
		心齋橋筋北商店街振興組合	なんさん通り商店会
		心齋橋筋商店街振興組合	大阪南料飲観光協会
		戎橋筋商店街振興組合	道頓堀商店会
		法善寺こいさん通り商店会	宗右衛門町商店街振興組合
		南地中筋商店街振興組合	道頓堀商店連盟・道頓堀1丁目東櫓振興町会
		難波センター街商店街振興組合	NPO法人 御堂筋・長堀21世紀の会
		なんば南海通商店会(廃止)	久左衛門振興町会
		千日前道具屋筋商店街振興組合	NPO法人 不要入れ歯回収サービスセンター
西区	2	西区西たばこ会	西区鞆連合振興町会(クリーン鞆)
港区	1	八幡屋商店街振興組合	
大正区	1	三泉商店街振興組合	
天王寺区	2	大阪南部たばこ商業協同組合 女性部	天王寺たばこ会
浪速区	3	通天閣本通商店街振興組合	日本橋筋商店街振興組合
		N SCC(なんば駅周辺環境浄化協議会)	
西淀川区	1	柏里本通商店街振興組合	
淀川区	3	新大阪アメニティ・ソサエティ	西中島地域社会福祉協議会
		神津地域社会福祉協議会	
東淀川区	6	淡路本町商店街振興組合	西淡路商店会
		小松南商店会	東淡路商店街振興組合
		上新庄南商店会	学生の街 相川 マナー向上委員会。
東成区	6	大成社会福祉協議会	深江連合振興町会
		今里社会福祉協議会	片江連合町会
		神路社会福祉協議会	鶴橋商店街振興組合
生野区	1	生野たばこ会	
旭区	4	旭通り商店会	城北商店街・赤川商店会・赤三商栄会
		新森商店会	今市商店街振興組合
城東区	1	成育女性会	
鶴見区	1	大阪市鶴見区商店会連盟	
阿倍野区	5	ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン	TACL(タックル)
		阪南連合振興町会	ゆめまちロードOSAKAあべの
		長池連合振興町会	
住之江区	1	加賀屋商業協同組合	
住吉区	1	地下鉄あびこ中央商店街振興組合	
東住吉区	2	駒川オレンジ通り商店会	駒川駅前商店街振興組合
平野区	1	長吉中央商店街振興組合	
西成区	1	弘治地域まちづくり研究会	
合計	69		

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成20年度 参加団体 NO.1～25)

	団体名	時期	活動内容
1	淡路本町商店街振興組合	7月 8回	サマーセール中に啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置・ポスター掲出
		7月～11月	のぼり設置、ポスター掲出
		12月 8回	歳末セール中に啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 1回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
2	小松南商店会	12月 1回	商店会でのぼり設置、街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 1回	新春売り出しで啓発活動(ティッシュ配布)
		2月 1回	イベントで啓発活動(ティッシュ配布)
3	上新庄南商店会	4月 1回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
4	西淡路商店会	4月 1回	JR東淀川駅東口前で、啓発活動(ティッシュ配布)
		5月 1回、9月 1回	商店会内物販店にて啓発活動(ティッシュ配布)依頼
		8月 1回	ラジオ体操参加者に啓発活動(ティッシュ配布)
		通年	街路灯にのぼり掲出
5	東淡路商店街振興組合	4～3月 計11回	清掃活動と合わせて、啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置
		7月 1回	夏まつり会場で啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	イベント会場で啓発活動(ティッシュ配布)
6	神津地域社会福祉協議会	月1～2回程度 計16回	清掃活動に合わせて商店街及び街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
7	西中島地域社会福祉協議会	月1回程度 計10回	道路清掃活動、啓発活動(ティッシュ配布)
8	大阪ターミナルビル株式会社	月2回程度 計24回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成20年度 参加団体 NO.1～25)

	団体名	時期	活動内容
9	株式会社 阪急阪神百貨店	6・7・10・11月 計4回	JR大阪駅前の歩道橋で啓発活動(ティッシュ配布)、清掃活動
10	天神橋筋商店連合会	通年	ポスター掲出・啓発テープ放送
		11月 1回	のぼり設置、ポスター掲出のうえ啓発活動(ティッシュ配布)
11	京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会	月2回程度 計23回	協議会環境浄化部会啓発活動とあわせて啓発活動(ティッシュ配布)
12	せんば心齋橋筋協同組合	通年	ポスター掲出
		4月 1回	街頭で東警察署と一緒に啓発活動(ティッシュ配布)
		月1回(第1火曜日)	「かたづけ・たい」活動の中で、御堂筋を中心に清掃活動
		10月 1回	大阪マラソンクリーンアップに合わせて、清掃活動
13	心齋橋筋北商店街振興組合	4・6・7・11・12月 計6回	街頭で啓発活動(ティッシュ・チラシ配布)
14	心齋橋筋商店街振興組合	毎日	啓発テープ放送
		毎日	パトロールに合わせて、啓発活動(呼びかけ)
		通年(毎月曜日)	清掃活動、啓発活動(呼びかけ)
		通年(毎金曜日)	「安心・安全」パトロールに合わせて、啓発活動(呼びかけ)
15	戎橋筋商店街振興組合	月1回程度 計17回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		5・10・11月 計5回	清掃活動
16	法善寺こいさん通り商店会	通年	街路灯にのぼり設置
		通年	各店舗のレジ前に啓発ティッシュを設置
		4月 3回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成20年度 参加団体 NO.1～25)

	団体名	時期	活動内容
17	南地中筋商店街振興組合	通年(第2・4木曜日)	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
		通年	南地中筋店舗前にティッシュ設置
		7月 1回	南地中筋夏祭りイベントで啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 2回	なんなかウエルカムイベントで啓発活動(ティッシュ配布)
18	難波センター街商店街振興組合	5月～3月 計6回	各店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
		4月 1回	各店舗で啓発活動(ティッシュ・チラシ配布)
		1月 1回	宝恵駕行列で啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
		通年	掲示板等にポスター掲出
19	なんば南海通商店会		活動なし
20	千日前道具屋筋商店街振興組合	通年	街路灯にのぼり設置
		10月 1回	道具屋筋まつりで啓発活動(ティッシュ配布)

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成20年度 参加団体 NO.1～25)

	団体名	時期	活動内容
21	大阪ビジネスパーク開発協議会	通年	バナー掲出
		月1回	清掃活動
		6月 1回	OBPリバーサイドプロムナード公園の清掃・啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 1回	OBP西エリアの清掃・啓発活動(ティッシュ配布)
22	なんさん通り商店会	通年	ポスター掲出
		月1回 計12回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
23	NSCC(なんば駅周辺環境浄化協議会)	月1回(第4金曜日)	高島屋周辺等の清掃活動・啓発活動(ビラ・ティッシュ配布)
24	TACL(タックル)	月1回(第4火曜日)	天王寺・阿部野ターミナル周辺の清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
25	ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン	毎日	喫煙所内を清掃活動
		通年(毎土曜日)	喫煙所を中心に周辺も清掃活動
		月1回(第2土曜日)	喫煙所を中心としてエリア全域を清掃活動

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成21年度 参加団体 NO. 26～42)

	団体名	時期	活動内容
26	此花区まちづくり会議	毎月(第1土、日曜日)	毎月の一斉清掃に合わせて啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
27	大阪南料飲観光協会	10・3月 2回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
28	道頓堀商店会	月1回	清掃活動
29	宗右衛門町商店街振興組合	月1回	清掃活動
30	道頓堀商店連盟・道頓堀一丁目東櫓振興町会	通年	各店頭・掲示版等にポスター・のぼり掲出
		通年	各店舗に啓発ティッシュ設置
		第1・第3火曜日	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
31	NPO法人 御堂筋・長堀21世紀の会	月1回 計12回	清掃活動に合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
32	久左衛門振興町会	月1回程度 計7回	清掃活動・啓発活動(のぼり掲出、ティッシュ配布)
33	西区韌連合振興町会(クリーン韌)	6月 計1回	清掃活動・啓発活動(のぼり掲出、ティッシュ配布)
34	三泉商店街振興組合	5・7・9・11・1・3月 計6回	アルミ缶の回収イベント時に啓発活動(ティッシュ配布)
35	大阪南部たばこ商業協同組合 女性部	月1回程度 計11回	街頭で啓発活動(ティッシュ等配布)

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成21年度 参加団体 NO. 26～42)

	団体名	時期	活動内容
36	日本橋筋商店街振興組合	5・7・2・3月 4回	日本橋安心安全パトロールに合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
		9月 1回	浪速区民祭りで啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 1回	日本橋ストリートフェスタで啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
37	生野たばこ会	月1回程度 計10回	街頭で清掃活動・啓発活動(のぼり掲出、ティッシュ配布)
38	成育女性会	月1回程度 計9回	京阪野江駅周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
		4・5・7・10・12・1・3 計7回	成育公園、ふれあい喫茶で啓発活動(ティッシュ配布)
39	阪南連合振興町会	6・10月 2回	地下鉄西田辺駅周辺で啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
		6・10月 2回	我孫子筋・庚申街道・南港通りで清掃活動
		12月 1回	ふれあいクリスマス会で啓発活動(ティッシュ配布)
40	長池連合振興町会	6・10月 計2回	西田辺交差点周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
41	駒川駅前商店街振興組合	通年	ポスター・ステッカー掲出
		11・12月 2回	田辺大根祭で啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
42	長吉中央商店街振興組合	5月 計1回	古代市で啓発活動(ティッシュ配布)
		7月 計3回	大売出し抽選会場で啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 計1回	河内夜市(夜店)で啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 計3回	歳末大売出し抽選会場で啓発活動(ティッシュ配布)

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成22年度 参加団体 NO. 43～59)

	団体名	時期	活動内容
43	豊崎東地域ネットワーク委員会 (豊橋東地域ネットワーク きらら)	月1回程度 計8回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
44	野田阪神本通商店会	月1回程度 計11回	清掃活動
		8月 1回	商店街夜市で啓発活動(ティッシュ等配布)
		11月 1回	商店街イベントで啓発活動(ティッシュ等配布)
		12月	商店街歳末売出イベントで啓発活動(ティッシュ等配布)
45	吉野コミュニティーセンター	8月 1回	納涼盆踊り大会で啓発キャンペーン(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
46	西区西たばこ会	5・6・1・3月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		9月 1回	区民体育祭会場内で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		11月 1回	区民まつり土佐公園会場で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
47	八幡屋商店街振興組合	6・11月 計2回	弁天町駅周辺の清掃活動、啓発活動(ティッシュ配布)
48	通天閣本通商店街振興組合	8月 1回	啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
		10月 1回	啓発活動(ティッシュ配布)
49	柏里本通商店街振興組合	4・5・11・3月 計5回	街頭で啓発活動(ティッシュ等配布)
		7・3月 計2回	清掃活動(のぼり、ポスター掲出)
50	新大阪アメニティ・ソサエティ	月1回程度 計10回	新大阪駅北側周辺の清掃活動・啓発活動(ポスター掲出・ティッシュ配布)

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成22年度 参加団体 NO. 43～59)

	団体名	時期	活動内容
51	大成社会福祉協議会	月1回程度 計8回	千日前通～今里ロータリーを中心に啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
52	今里社会福祉協議会	月1回程度 計10回	今里駅前、今里ロータリー周辺で啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
53	神路社会福祉協議会	8月 1回	神路ふれあい夏祭りで啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
54	深江連合振興町会	月1回程度 計9回	地下鉄新深江橋駅前等で啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
55	片江連合町会	月1回程度 計11回	新深江駅前～大今里6丁目交差点で啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
		月1回程度 計8回	今里駅前、今里ロータリーより今橋大橋まで啓発活動(のぼり・ポスター掲出、ティッシュ配布)
56	旭通り商店会	6月 1回	城北公園フェアで啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 1回	旭区民まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 1回	大宮神社(10日戎)で啓発活動(ティッシュ配布)
57	新森商店会	5・2月 2回	森小路駅前で啓発活動(ティッシュ配布)
		7月 1回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		9月 1回	新森公園前で啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	新森まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
58	駒川オレンジ通り商店会	10月 2回	各店舗及び抽選会場前で啓発活動(ティッシュ配布)
59	弘治地域まちづくり研究会	4月 計1回	弘治お花見会で啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
		5月 計1回	西成大そうじで啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
		5・8・2月 計3回	駐輪対策と共同して啓発活動(ティッシュ配布)

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成26年4月～平成27年3月(平成23年度 参加団体 NO.60～69)

	団体名	時期	活動内容
60	北梅田地区まちづくり協議会	4・6・7・10・1月 計5回	茶屋町にて啓発活動(ティッシュ配布)
61	学生の街 相川 マナー向上委員会。	月1回程度 計9回	阪急・相川駅前にて啓発活動(ティッシュ配布・啓発テープ放送)
		4・7・11・2月委員会開催	委員会の開催(4回)、相川町内会、大学成蹊「大学祭」で啓発活動
62	大阪市鶴見区商店会連盟	5～7月	店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
63	城北商店街・赤川商店会・赤三商栄会	月1回	清掃活動
64	今市商店街振興組合	11月 1回	商店街・地域で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		4月～	ポスター等の掲出
65	天王寺たばこ会	6・7・9・10月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
66	NPO法人 不要入れ歯回収サービスセンター	5～3月 計6回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
67	加賀屋商業協同組合	4月 計2回	「こいのぼり」ぬり絵・「母の日」似顔絵イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
		6月～7月 計4回	「父の日」イベント等にて啓発活動(ティッシュ配布)
		9月 1回	「敬老の日」似顔絵イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
		10・12・2月 3回	イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
68	地下鉄あびこ中央商店街振興組合	7・12月 計12回	抽選会にて啓発活動(ティッシュ配布)
69	ゆめまちロードOSAKAあべの	7・10・3月 計3回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)

(5) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について
平成26年4月～平成27年3月(平成25年度 参加団体 NO.70)

	団体名	時期	活動内容
70	鶴橋商店街振興組合	月1回 計12回	JR鶴橋駅中央口周辺で(のぼり掲出・ティッシュ配布)

2 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活性化について

【これまでの経過】

- ・ 路上喫煙対策の推進には、行政による条例策定などの規制とともに、市民や事業者の自主的な活動が不可欠です。
平成19年に施行された大阪市路上喫煙の防止に関する条例では、本市の責務として「本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。」とあり、大阪市路上喫煙対策委員会の答申にもとづき、平成20年度より禁止地区の指定とは別に、重点啓発推進地区における活動として、たばこ市民マナー向上エリア制度を立ち上げました。
- ・ たばこ市民マナー向上エリア制度は、市民、事業者の活動団体が地域の商店街や道路、広場などの人通りの多い場所をマナーエリアに指定し、大阪市と協働して路上喫煙を防止する取り組みです。現在、大阪市全区において、地域の状況に合わせて路上喫煙の防止活動を行っています。マナーエリア活動団体の募集は通年でおこなわれています。
- ・ 活動団体は、日常的な街頭啓発、啓発ポスターの掲示等の活動を行い、大阪市は街頭啓発に職員を派遣したり、ポケットティッシュやポスターなどの啓発物品の作成及び提供を行います。啓発物品は、市民にたばこマナーエリアであることを周知する内容となっています。
- ・ 大阪市全体で予算が年々削減されるなかで、この啓発物品購入等の経費も削減対象となり、現在は、大阪市全区で使用可能な共通デザインに変更し、物品の種類も当初より少なくなっております。（この啓発物品購入等の経費は区シティ・マネージャーの自由経費です。）
- ・ マナーエリアにおける喫煙率は定点調査において減少しており、取り組みの成果が認められるものの、大阪市は他都市よりも喫煙マナーが悪いという市民の声が依然として多く、今後も引き続き取り組みを進める必要があります。

【課題】

- ・活動団体の抱える問題を把握する。
- ・本市の支援内容について、団体の要望を取りまとめる。
- ・団体間で情報を共有する。
- ・活動について情報発信をする。

たばこ市民マナーエリア団体 アンケート (案)
団体名()

次の質問について、ご記入ください。

貴団体の会員数は何人ですか？ 男女別にお答えください。

___ 人(男性___ 人、女性___ 人)

貴団体のNPO法人格を取得していますか。(どちらかに をつけてください)

取得している 取得していない

貴団体は設置されておおよそ何年になりますか。

___ 年

たばこマナーエリア以外の活動をされていますか。(どちらかに をつけてください)

していない している(内容)

活動内容について、ホームページや広報誌に掲載を希望しますか？

(どちらかに をつけてください)

希望する 希望しない

他のマナーエリア団体との交流を希望しますか (どちらかに をつけてください)

希望する 希望しない

他のマナーエリア団体との意見交換会があれば、出席を希望しますか

(どちらかに をつけてください)

希望する 希望しない

啓発物品について、ご意見がありましたらご記入ください。

()

裏面に続きます

活動するにあたり、困っていることがあればご記入ください。

[]

市民の喫煙マナー向上について、どのような取り組みが効果的と思われますか？
また、貴団体の取り組みでうまくいっている事例などがありましたらご記入ください。

[]

路上喫煙防止について、大阪市に期待される内容について、ご記入ください。

[]

その他、ご意見がありましたら、ご記入ください。

[]